

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、新潟市に移住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、新潟市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況		A. 申請していない		B. 申請している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

5 地方就職学生支援金の振込口座

銀行・信用金庫・信用組合 ・農業協同組合・その他				金融機関 コード							
本店 支店	店番号					預金 種別	普通(総合)・当座・貯蓄				
口座番号											
フリガナ											
口座名義人											

※支援金の申請者と口座名義人が異なる場合は別途委任状が必要です。

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び新潟市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、新潟市地方就職学生支援金交付要綱第10条及び11条の規定に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
地方就職支援金の申請日から1年以内に新潟市に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に新潟市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
 - (5) 地方就職支援金の申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に新潟市から転出した場合：全額
 - (6) 地方就職支援金の申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に新潟市から転出した場合：半額

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び新潟市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、新潟県及び新潟市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び新潟市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。